



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3735 号 2017.6.24 発行

### ごみ屋敷は自分虐待？ 病気、障害の高齢者多く セルフネグレクトの支援を



産経新聞 2017年6月23日  
セルフネグレクト状態の1人暮らしの高齢女性  
の部屋（十条高齢者あんしんセンター提供）

周辺住民を悩ませる「ごみ屋敷」が社会問題化する中、住人には認知症や疾患、障害を抱えた高齢者も多いとして、公的な支援を求める声が強まっている。治療を拒む例もあり、こうした状態を自分への虐待とも言える「セルフネグレクト」（自己放任）と法的に定義すべきだとの指摘もある。ただ、本来は個人が自由に決める問題だけに、行政がどれだけ踏み

込めるかが課題だ。

#### 虫にも気付かず

「どうせこのまま老いて死んでいくだけ。このままでいい」  
ごみだらけの部屋に1人で住む東京都北区の80代の女性はこう言って、訪問した支援担当者の申し出を断った。

足が腫れ、健康に問題があるのは明らかだったが「治療してまで生きていたくない」と聞かなかった。「歩けなくなったら生活に困るから」と2～3カ月説得し、ようやく受診したときには末期がんが判明。体力が衰えており、自分では片付けられない状態だった。

認知症の90代の男性は、無数のゴキブリが床や壁をはう部屋に布団を敷いて寝ていた。目が悪いためか、虫に気付いていなかった。

身の回りのことができないこうした高齢者は増えている。十条高齢者あんしんセンター（東京都北区）の島崎陽子センター長は「自分の意志というより病気で意欲がなくなった、障害が原因だったりする人が多い」と指摘する。

「驚くのは、介護事業者が部屋に入っているのに放置しているケースがあること。めずらしくないと見過ごしてしまっている」と島崎さん。「行政の立ち入りは法律で認められていないが、生命に危険があるとき、近所の迷惑になっているときなどは極力支援すべきだ」と話す。

#### 1万人以上か

内閣府が平成24年に発表した調査では、セルフネグレクト状態の高齢者は全国で推計9381～1万2190人。東邦大の岸恵美子教授（看護学）によると、米国の大規模調査では、高齢者の9%が該当しており、数字は氷山の一角にすぎないとみられる。

本人には自覚がないことも多い。岸教授は、自分でチェックできるサインとして、（1）今までできたことができない（2）おっくうなことが増えた（3）人と交流する頻度が減

### セルフネグレクトの自己チェックリスト

- 日常生活で今までできたことができなくなった
- おっくうなことが増えた
- 人と交流する頻度が減った
- 電化製品などを壊れたままにしている
- 「どうでもいい」と投げやりになる

※東邦大の岸恵美子教授による

った（４）電化製品などを壊れたままにしている一などを挙げる。

「どんな暮らし方をするかは自由で、強制的に変えさせることはできないが、地域で気付いたら早めに行政機関に連絡し、孤立死などの最悪の事態を防ぐ必要がある」

### 法整備が必要

ごみ屋敷対策については、自治体が相次いで条例を制定、２７年には京都市が全国で初めて行政代執行でごみを撤去、社会的な関心も高まっている。日本高齢者虐待防止学会理事の滝沢香弁護士はセルフネグレクトを高齢者虐待防止法上、虐待として加えるべきだと主張。「法律に明記されれば立ち入りなどもしやすくなる。援護が必要な高齢者に対してはごみ屋敷条例などとは別の法整備が不可欠」と話した。

### 【用語解説】高齢者虐待防止法

６５歳以上の高齢者への虐待を防止するため、平成１８年４月に施行された。虐待行為を（１）身体的虐待（２）ネグレクト（長時間放置するなど介護放棄）（３）暴言、無視など心理的虐待（４）性的虐待（５）財産を勝手に処分するなどの経済的虐待一に分類。虐待されている恐れがある高齢者を発見した場合は、市区町村に通報することを国民に求めている。虐待行為として、自分自身の世話をしないセルフネグレクト（自己放任）を加えるべきだとの指摘もある。

## ホーム女性突き落とし、被告に懲役２年６月・執行猶予判決 大阪地裁

産経新聞 ２０１７年６月２２日

女性が突き落とされたＪＲ新今宮駅の環状線ホーム＝大阪市浪速区（安元雄太撮影）

大阪市浪速区のＪＲ新今宮駅のホームで昨年１２月、女性２人を突き飛ばしたとして、暴行罪に問われた無職、裴晃大（はい・あきひろ）被告（２８）＝大阪市＝の判決公判が２２日、大阪地裁で開かれ、飯島健太郎裁判長は懲役２年６月、執行猶予４年（求刑懲役２年６月）を言い渡した。

飯島裁判長は判決理由で、被害者の１人が線路に転落し、電車にはねられそうになった点を挙げ、「生命の危険に直面させる悪質な犯行だ」と指摘。一方で被告に軽度の知的障害と発達障害があったとして「刑事責任は軽くないが酌量の余地はある」と述べた。

判決によると、裴被告は昨年１２月１１日夕、同駅ホームで電車を待っていた当時高校３年の女子生徒と６０代女性を背後から押し、６０代女性を線路に転落させた。



## 障害、難病の子 夜の動物園おいで ファミリーパーク、来月８日

中日新聞 ２０１７年６月２３日

チラシを手に来場を呼び掛ける担当者＝富山市ファミリーパークで

富山市ファミリーパーク（同市古沢）は、七月八日に障害や慢性疾患、難病がある子どもと家族を閉園後に無料で招待する。貸し切りに近い状況で動物を観察したり、ウサギやモルモットと触れ合ったりできる。

対象は、身体障害者手帳と療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などを持つ子どもと家族。動物への餌やりや子ども列車、メリーゴーラウンドなども有料で営業し、自然体験センターの食堂・売店も開店する。

「ドリームナイト・アット・ザ・ズー」と呼ばれ、世界の動物園が取り組む活動。パークでの開催は四年目となる。担当者は「他の来園者に気兼ねすることなく、楽しいひとときを過ごしてほしい」



い」と話す。

午後五～七時で、入園は午後六時まで。西口で受け付ける。予約不要。雨天の場合は十五日に延期する。(問) パーク076 (434) 1234 (山本真士)

## 美術館に「おしゃべりOK」の日 子連れでも安心 日本経済新聞 2017年6月20日

静かに鑑賞するのがマナーとされる美術館。とはいえ、あまり神経質になるのも考えものと、あえて「話してOK」の日を設ける施設が増えている。子供連れでも気兼ねなく出かけられる。

赤や緑などインパクトの強い色が多用され、どこかユーモラスな版画が並んだ「横尾忠則 HANGA JUNGLE」展。東京都の町田市立国際版画美術館で18日まで開かれていた人気の展覧会だが、会期中の水曜に訪ねると、幼児を抱いた夫婦が来館していた。作品を指さしながら、うれしそうに笑う子供。館内に声が響くが、それを気にする人はいない。

同館は毎週水曜と土曜を「話してもOK」の「トークフリーデー」にしている。子供連れの夫婦は、この日を目指して来たという。父親は「幼いときから本物のアートに触れさせたいが、先日別の美術館で子供が泣いて外に出ざるをえなかった。仕方がないとは思いますが、子供連れでも気兼ねせず楽しめる日があるのはありがたい」と話す。

日本の美術館は非常に静かで、声を出すのがはばかれる雰囲気のところが多い。そこで町田市立国際版画美術館は、もっと会話しながら自由に作品を鑑賞してほしいと、数年前からトークフリーデーを始めた。こうした日に、館内が騒がしくなるわけではない。「美術館では静かに鑑賞するという習慣が定着している」と同館。でも「本当はもっと感想を言い合い、子供連れの方にも遠慮なく見に来てほしい」と話す。

### ■新たな魅力発見

同じように今年6月から「フリートークデー」を導入するのが東京都渋谷区の戸栗美術館だ。通常は休館の月曜を毎月第4月曜に限り、開館して会話を楽しめるようにする。「来館者同士が話し合いながら鑑賞することで、作品の新たな魅力発見にもつながる」と同館と話す。

8月6日に初めて「会話を楽しむ日」を設けるのが、神奈川県立近代美術館 葉山(神奈川県葉山町)。もともと神奈川県では毎月第1日曜日を「ファミリー・コミュニケーションの日」とし、県の美術館や博物館などで子供連れの家族客に入場料の割引などの優待をしてきた。ただ、来館者の中には静かに作品を鑑賞したい人もいる。

「マナーは大事だが、周囲を気にしすぎて美術館を楽しめないのでは本末転倒」と同館。そこで、自由に会話できる日を試験的に設けた。今後は来館者へのアンケートを参考に、継続するか検討するという。

そもそも美術館では話してはいけないのか。多くの美術館は、「そんなことはない」と即答する。

### ■クレームと板挟み

一方で、来館者からの苦情で最も多いのが騒音に関することであるのも事実。「話し声がうるさい」のほか、最近では撮影可能な展覧会でシャッター音が耳障りという意見も目立つ。あらかじめ日程を告知した上で学芸員が作品について解説するギャラリートークや、画家らを招く講演会などでさえ、クレームが寄せられることがあるという。

施設側はもっと自由に作品を楽しんでほしいという思いと、クレーム対応との板挟みで苦慮しているのが実情だ。

長年、未就学児を対象とした美術鑑賞プログラムなどに取り組んできた大原美術館(岡山県倉敷市)の柳沢秀行学芸課長は「美術館ではいけないことは、原則的には他人に迷惑をかけないことと、作品に危害を加えないことの2つ。利用者にはこの原則を理解した上で、自由に美術館を楽しんでほしい」と話す。(文化部 岩本文枝)

## 敷金、「普通に」住んでいれば大半返還 民法改正で 弁護士 志賀剛一

日本経済新聞 2017年6月22日

**Case : 12** 7年ほど住んでいた賃貸マンションを退去しました。賃料は月額9万円で、契約当初、大家には賃料の2カ月の計18万円を敷金として預けていました。敷金は最後に大半は戻ってくると思っていたのですが、大家から壁紙や畳表の張り替え費用やクリーニング代を引かれ、返還されるのは約3万円だと言われました。7年間住んでいたのであちこち傷んでいますが、15万円も引かれるのは納得がいきません。

### ■敷金は賃料などの「債務」の担保

5月28日に国会で成立し、2020年をめどに施行される改正民法についてはマネー研究所でもたびたび取り上げてきましたが、このコラムでは今回、敷金の返還について詳述します。敷金とは賃貸借契約の際、借り主から貸主（大家）に差し入れるお金の一つですが、これまでは民法にも明確な定義がありませんでした。しかし、改正民法では敷金は賃料などの「債務」を担保する目的で借り主が貸主に差し入れるお金だと規定。貸し借りが終わったら、敷金の額から貸主への債務の額を除いた金額を借り主に返さなければならないと明記しました（改正民法622条の2）。

つまり改正民法では、敷金は貸し借りが終わった後、借り主に何も債務が残っていなければ、全額返還されるべきお金だと規定しているのです。しかし、従来は敷金が全額返ってくることはなかなかありませんでした。私自身も昭和の時代に何度か引っ越しを経験していますが、当時は「敷金が半分以上返ってくればラッキー」という感覚でした。私は賃料を滞納していたわけではありません。では何が差し引かれていたのでしょうか。

### ■「原状回復義務」詳しい規定なく

借り主は貸主に対し、借りていた部屋を元の状態に戻して返す義務を負っています。これを「原状回復義務」といいます。現行の民法は、契約が終了したら借り主は借りていた家屋を貸主に返す場合、家財などを撤去し、借りる前の状態に修復して返さなければならないと規定しているだけで、詳しい規定はありません。これまでは「自分が借りたときと同じ状態にして返すのが当たり前」という慣習と貸主と借り主の双方の思い込みがあり、壁紙や天井クロス、畳表などをすべて張り替え、さらにクリーニング業者の清掃費用などが記載された「原状回復費」の請求書が貸主から届き、これらを敷金から除いて余があれば、返金ということになっていました。さらに、請求額が敷金の額を上回ることも珍しくなかったのです。

しかし平成の世になったころからでしょうか、貸主の言いなりにならず、敷金の返還を求めて争う借り主がチラホラ出てきました。現行の民法でも契約に特に定めがない限り、経年変化や通常損耗の負担は貸主が負うとの解釈が可能で、借り主が勝訴する判例が複数、見受けられるようになりました。最高裁も、建物の借り主に通常損耗についての原状回復義務を負わせるのは、借り主に予期しない特別の負担を課すことになると判断しました。また、国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を公表、原状回復に関する紛争の予防や解決の指針を示すようになりました。ガイドラインでは、経年変化や通常使用による損耗などの修繕費用は、賃料に含まれるものとし、貸主は借り主にそれを請求できず、敷金から差し引くこともできないとしています。

### ■「通常でない使用」原状回復義務も

相談のケースにあるような壁紙や畳表の張り替えは、借り主が通常の住み方をしても不可避免的に発生すると考えられ、その修繕費用は貸主が負担すべきだといえるはずですが。ガイドラインが公表された以降はこれに従うオーナーが増え、敷金が返ってくるようになったとも聞きますが、ガイドラインには強制力がないので、法改正が待たれていました。

この点、改正民法は判例やガイドラインを明文化し、「通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化」を原状回復義務の範囲から明確に除外しました（改正民法621条）。ただし、原状回復義務から除外されているのはあくまでも「通常の使



用」により生じた損耗、経年変化であり、「通常ではない使用」により生じた損耗は法改正後も原状回復義務を負うこととなります。たとえば、「元気すぎるお子さんが壁に穴を開けてしまった」「窓ガラスを割った」「たばこの火で畳を焦がしてしまった」「漏水を放置しておいたらあちこちが腐食した」などの損傷については、法改正にかかわらず、借り主に補修義務があります。

さて、今まで述べてきたのは賃貸借契約書に敷金に関する特約がない場合の話です。では特約がある場合はどうでしょうか。最高裁は「通常損耗については借り主の負担とする」というような特約は、借り主の負担すべき範囲が賃貸借契約書の条項自体に具体的に明記されている場合などに限り有効と判断しており、改正民法が施行された後もこのような特約自体は認められるものと解されます。ただし、「すべてを借りたときとまったく同じ状態にして返還する」というような包括的な特約条項は、改正民法の趣旨に反し、無効と解されるものと思われます。

### ■敷金に関する「特約」に注意

退去したら数万円単位のハウスクリーニング費用が請求されたというトラブルがあとを絶ちませんでした。ガイドラインや改正民法の解釈上、契約書に特約がなければこのような費用を借り主の負担とすることは認められないでしょう。一方、契約書に特約が置かれている場合は判例の結論は有効、無効に分かれており、ネット上では「そんな特約は無効だから払わなくてよい」と書いてあるサイトも見られます。しかし、契約書に内容が明記されていて、金額も適正であり、借り主がそれを納得したうえで盛り込まれた特約なら有効であると解されます。賃貸借契約を結ぶときに契約内容をしっかり確認すべきでしょう。

## ALSテーマの映画試写会 患者ら支援の充実訴える NHKニュース 2017年6月22日



全身の筋肉が徐々に動かなくなる難病のALSを題材にしたアメリカのドキュメンタリー映画の試写会が21日夜、都内で行われ、上映後、出演者や日本の患者がALSへの理解と支援の充実を呼びかけました。

映画「ギフト」は、NFL＝アメリカプロフットボールリーグのスター選手だった、スティーヴ・グリーンソンさんが、難病のALSと闘う日々を追ったドキュメンタリーです。

21日夜、世界ALSデーにあわせて都内で試写会が行われ、およそ400人が集まりました。

グリーンソンさんが、体が動かなくなる恐怖に時にくじけそうになりながら、妻や産まれたばかりの息子と懸命に生きていこうとする姿が描かれ、上映が終わると会場から大きな拍手がわき起こりました。

会場にはグリーンソンさんの妻ミシェルさんが駆けつけ、「つらいこともありましたが、今、夫は周囲の支えのおかげで、よき父親として息子との時間を楽しむことができます。映画を通じて、病気への理解を深めてもらえたらうれしいです」とあいさつしました。

また試写会に招待されたALS患者の岡部宏生さんは「私は症状が進んで周囲に意思を伝えるのが徐々に難しくなっています。ALSの患者には、コミュニケーションを取るための新たな技術開発など、社会の支援が必要です」と訴えました。

ドキュメンタリー映画の「ギフト 僕がきみに残せるもの」は、8月中旬以降、全国で順次公開される予定です。

## 知的障害者スポーツ選手 生活習慣改善で競技力向上へ 名寄で指導プログラム

北海道新聞 2017年6月23日



17日の第1回で、歯の正しい磨き方について指導を受ける参加者

【名寄】知的障害者スポーツの支援に取り組む公益財団法人「スペシャルオリンピックス日本」(SO・東京)が、道北の選手を対象とする「生活習慣改善プログラム」を今月から試験的に市内で始めた。知的障害者アスリートが医療関係者らから正しい食生活や口内ケアなどについて指導を受けることで、競技力の向上につな

げる狙いだ。

プログラムは6～9月の4回で、食事のバランスや睡眠時間、歯の磨き方などを学ぶ。選手は学んだことを実践し、日々の食事への意識や歯磨きの回数などを記録用紙に記入。食事の献立は専用の会員制交流サイト(SNS)で報告し、選手がお互いの意識を高め合う。

## 名古屋で字幕CMセミナー／普及拡大へ課題共有

電気新聞 2017年6月23日

中部電力の字幕付きテレビCM。より多くの視聴者に事業活動を理解してもらうことを目的に昨年7月から放映している



◆中部電力広報部・岩附氏が講演／障害者社員の声を形に

中部電力が放送のバリアフリー化に一役―。同社をはじめ字幕付きテレビコマーシャル(CM)を制作した企業や放送局の関係者がこのほど、その普及拡大を目的に名古屋市で開かれたセミナーで講演した。中部電力は広報部制作グループ長の岩附章仁氏が登壇。CSR(企業の社会的責任)の観点や聴覚に障害のある1人の従業員の声がかっかけて、制作を検討し始めたことや普及拡大への課題について話した。

## 「ヘルプッシュ」普及へ対談 車いすの寺田さんと難病の塚本さん

中日新聞 2017年6月23日

さまざまなテーマで対談する塚本さん(左)、ゆっこさん(中)と寺田さん=岐阜市日ノ出町の「ラデッキ」で

通行人に車いすを押ししてもらいながら全国を旅する会社員、寺田湧将(ゆうすけ)さん(27)=東京都=と、「筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群(ME/CF S)」など三つの難病を患う塚本明里さん(27)=可児市=が二十二日、岐阜市日ノ出町の地域イベント企画会社「ラデッキ」で、助け合える社会をテーマに対談した。



寺田さんは脳性まひで足に障害があり、今年四月から、通行人に車いすを押ししてもらいながら全国を旅する「HELP PUSH(ヘルプッシュ)」活動を開始。二十一日から岐阜入りしている。

塚本さんは難病を患いながら、可児市ふるさと広報大使やモデルとして活躍。寺田さんが「ヘルプッシュへの助言がほしい」と望み、岐阜のご当地タレント・ゆっこさんを交えた対談が実現した。

寺田さんは、「誰でも気軽に『助けて』と言えて、気軽に後押しができる世の中っていいな」と考え、ヘルプッシュの旅を始めたという。塚本さんは「高校生のとき、プライドで周りの友達に病気のことを言えなかった」と告白。寺田さんも「芸人やホストをしていたとき、体が痛くても『助けて』と言えなかった。強がってばかりだった」と同意した。

寺田さんは『ヘルプ』は言いにくいけど、『ヘルプッシュ』という新しい概念を普及させれば、理解が深まるんじゃないか」と指摘。「ヘルプッシュは障害者の活動じゃない。生きづらい全ての人が、生きやすくなったらいい」と話した。

塚本さんは「湧将さんの活動は、多くの人に勇気を与えている。私も勇気を出して、いろんな活動を頑張りたい」と笑顔で語った。（下條大樹）

### 三翠会 新理事6人を選任 暫定体制終了「汚名返上を」／兵庫

毎日新聞 2017年6月22日

巨額の不正支出が発覚し、三田市が選任した仮理事（7人）で再建してきた社会福祉法人「三翠（さんすい）会」（三田市下相野）は21日、評議員会を開いて計6人の正式な理事を選任した。暫定的な組織体制が終了し、正常化する。仮理事代表から新理事長となった井堂信純氏（74）は「法人は健全経営に向け乗り出したところ。汚名を返上していきたい」と決意を話した。

新理事は、市が緊急対応で選任していた仮理事7人を21日付で解任したのを受けて選任された。

### 子ども食堂考える講座 メニューの試食も 加古川

神戸新聞 2017年6月23日



ワンハートが子ども食堂で提供しているメニューを試食する参加者＝加古川市加古川町寺家町、加古川公民館

全国で広がる「子ども食堂」について考える出前講座が22日、兵庫県加古川市加古川町寺家町の加古川公民館であった。同市尾上町で昨年子ども食堂を開くNPO法人「ワンハート」の藤田のりえ代表（67）が現状を語り、参加者23人が子どもを支援するあり方について話し合った。

子ども食堂は家庭で十分な食事が取れない子どもたちが無料や低料金で利用できる。講座は市社会福祉協議会が初めて主催した。民生委員や、地域でボランティア活動をする人たちが集まった。

藤田さんは、食堂同士のネットワークができた一方、拠点が増えにくいことなど、成果や課題を説明。「子どもが困難を抱えているかどうかはすぐには分からない。地域の子どものをどう支えられるか、一人一人が考えて」と呼び掛けた。参加者はグループに分かれ、各地域の現状や支援策を話し合った。ワンハートの食堂で提供しているメニューの試食もあり、参加者は揚げ鶏やそうめん汁を味わった。同市東神吉町でボランティア活動をしている女性（61）は「自分たちで食堂を開くのは難しいが、協力する道を考えたい」と話していた。

講座は7月26日に尾上公民館、8月30日に野口公民館でも開く。ともに午前9時半～午後0時半。各回先着20人。市社協TEL079・424・4318（広岡磨璃）

### 「頭が良くなる」未承認薬、個人輸入禁止へ…健康被害や乱用のおそれ

読売新聞 2017年6月23日

「頭が良くなる」などの触れ込みで使われている未承認薬について、厚生労働省は22



日、個人輸入を原則禁止する方針を決めた。

国内の使用実態は不明だが、海外での調査報告などを踏まえ、健康被害や乱用のおそれがあると判断した。

対象の未承認薬は「スマートドラッグ」と呼ばれる。本来はてんかんや注意欠陥・多動性障害（ADHD）の治療に使われる薬などで、個人輸入代行業者は、集中力向上や学習能力の改善などを宣伝している。一定の数量内なら税関の確認だけで個人輸入が可能だが、有効性や安全性は不明だ。

今後、関係学会や団体の意見を踏まえ、個人輸入禁止対象の品目リストを作成。各税関に、医師の処方箋や指示なしでの個人輸入禁止を通知する。

## マイナンバー普及 総務大臣補佐官が実証実験視察 「前橋に先進性」と期待感

産経新聞 2017年6月23日

普及が進まないマイナンバーカードの活用幅を広げ、普及促進を目指そうと総務省は22日、前橋市内で行われた実証実験を視察した。同行した太田直樹大臣補佐官は視察後、「ここまでやっている自治体はない。前橋には先進性がある」と期待を込めた。（吉原実）

### ◆カードを診察券に

前橋市では「子育て、医療・健康、金融」の3分野で、カード導入へ向けた施策を進める。すでにカードの使用で、15歳までの一貫した健康情報を閲覧できる「母子健康情報サービス」の実用化に成功。これは全国12市村（テスト導入含む）で採用されている。

同市青梨子町の「さるきクリニック」で行われた実験では、カードを診察券として受付時に使用、診察を終え、支払いを済ませるまでの流れが公開された。

カード内蔵のICチップで本人確認を行うため、病院側が過去の診療記録などを共有でき、患者は複数の診察券を持ち歩く必要がなくなる。さらに、保険資格の確認も同時に行える。

診察室では、「画像連携サービス」を使用した“診察モデル”が示された。医師が資格証とカードを、それぞれ読み取り機にかざすと、過去に他の医療機関で撮影されたコンピューター断層撮影装置（CT）検査の画像が表示され、それを参考に診察を行った。

同クリニックの猿木和久理事長（64）は、実用化した際、現場レベルで最も役立つこととして、「画像のやりとりが楽になる。これまではCD-ROM（CD利用の読み出し専用メモリー）でやりとりしていたので面倒だった」と話した。その上で、「情報が共有されれば検査費が下がるなど、いろんな意味で医療費削減につながる可能性を持つ。時間が減るということはコストダウンだ」と強調した。

### ◆配布率向上へ積極策を

同省が今年3月に策定したマイナンバーカードの活用推進のロードマップ（行程表）では、「カードの多機能化」「医療・健康情報へのアクセス認証手段」などは平成30年以降の実用化を目指している。この日は他にも、保育所の利用申請やインターネットバンキングの実験も行われた。

注目の集まる前橋市だが、各地と同じくマイナンバーカードの配布率は全市民の8・4%（5月現在）と低い。リーディングケースとなるよう積極的な取り組みが望まれる。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

